

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 5 月及び同年 6 月

ねんきん特別便が来て、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに驚いた。当時、町内会の班長が一年交替で保険料を集金に来ていた。保険料は何をおいても納付していたので未納期間は無いはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②について、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、事実、その夫及び長男の保険料は納付されていることに加え、住所異動など生活状況に特段の変化が見受けられないことを踏まえると、2 か月という短期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立人は、申立期間①について、夫の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、その夫についても、申立期間①の保険料は未納とされている。

また、申立期間①当時、申立人と同一世帯に居住し、申立期間①の国民年金保険料が納付されている申立人の長男に、保険料納付について聴取したところ、「自分の国民年金保険料納付のことは、覚えていない。たぶん、父が納付していたと思う」と申述しており、申立人の申立期間①の具体的な納付状況が確認できない。

さらに、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申

告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から49年3月まで
昭和46年6月に初めてA区で一人で住むことになった。同区役所に転入届を提出した際、20歳を超えていたので国民年金の加入を勧められ、加入手続をした。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和46年6月のA区転入時に同区の出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人に対し、同区で別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、当時の納付状況に関する申述も具体的とは言えず、申立人が申立期間当時、国民年金保険料を納付していたことを推認するには不十分である。

また、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和49年6月にB区で払い出されており、その時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない上、ほかに申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から53年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 から 53 年 9 月 まで
申立期間当時は、A社で働いていたが、厚生年金保険に加入しているのを知らなかったため、国民年金保険料を納付していた。
社会保険事務所（当時）で昭和 55 年 3 月に還付金を払ったと言われたが、同年 1 月に B 市から C 町に住所異動したため、行き違いになったのだと思う。
申立期間の国民年金保険料を還付されていないので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が主張するとおり、国民年金保険料を納付したことが確認できるものの、当該期間は厚生年金保険被保険者期間であり、当該期間の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人は、昭和 55 年 1 月に C 町に転出したため、連絡に行き違いがあったのではないかと主張しているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、住所変更年月日が同年 1 月 29 日、B 社会保険事務所（当時）から D 社会保険事務所（当時）への移管年月日が同年 3 月 13 日となっており、国民年金保険料還付整理簿の支払年月日は同年 3 月 19 日となっていることから、支払年月日の時点では、B 社会保険事務所は申立人が C 町に転出していることを把握していたものと考えられ、転出による行き違いがあったものとは考え難い。

さらに、国民年金保険料還付整理簿には、還付対象期間、還付金額、還付決定日及び還付支払日が明確に記載されている上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）にも、還付対象期間、還付金額及び還付決定日が記載されており、それらの記載内容に不合理な点は無く、ほかに、申立人に対し国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から53年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から53年3月まで
昭和45年10月の付加年金の制度発足時から付加保険料を納付していたが、記録では53年4月からの納付となっている。当時、居住していたA市の同じ社宅に住んでいた人は付加保険料を払っていたものと思われる。申立期間について、付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「付加保険料を納付しており、昭和45年10月ごろに同じ社宅に住んでいた人は払っていたと思う」と申述しているものの、申立人が記憶している同じ社宅の入居者で、付加保険料を納付していた者は確認できず、申立人の申述とは整合しない上、付加年金の加入手続に関する申立人の記憶も定かでない。

また、申立人は申立期間を通じて付加年金に加入した形跡は見当たらず、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和45年度から47年度までの保険料については、1年ごとに前納しているものの、その保険料額は付加保険料を含まない金額であることから、付加保険料を納付したとする事情もうかがえない。

さらに、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 1 日から 3 年 4 月 1 日まで
A社における被保険者期間のうち、平成 2 年 7 月から 3 年 3 月までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は 59 万円ぐらいであったので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成 2 年 7 月から 9 万 8,000 円とされていることが確認できるが、標準報酬月額が減額訂正処理された形跡は見当たらない。

また、申立人は「申立期間当時、A社において事業主であり、社会保険事務所に対する手続は私が行っていた」旨を回答している。

さらに、申立人はその主張に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 12 月 1 日まで
A社には結婚（昭和 36 年 2 月）する少し前まで勤めていたので、昭和 34 年 11 月 1 日で厚生年金保険の記録が終わっていることには納得ができない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事務全般を担当していた申立人の夫の証言及び複数の元従業員からの証言から、申立人が同社に昭和 34 年 11 月 1 日以降も勤務していたことは推認できるものの、申立人は、厚生年金保険料控除に関する記憶が不明瞭な上、前述の元従業員からも保険料控除を推認できるような証言は得られない。

また、A社を事業継承しているB社の事業主は「A社の事業主を含め、役員は既に亡くなっていることから詳細について確認が取れず、また、当時の資料も無いため在籍の事実についても不明である」と回答している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和 34 年 9 月 1 日に資格を取得し、同年 11 月 1 日に資格を喪失したことが記載されていることが確認できる上、同名簿における健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の申立期間における資格再取得の形跡はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年4月又は21年4月から22年5月まで
(A社B所)
② 昭和26年又は27年ごろ
(C社)
③ 昭和34年6月から35年8月ごろまで
(D社)
④ 昭和36年ごろ
(E社)
⑤ 平成7年2月から同年5月ごろまで
(F社)
⑥ 平成7年6月から同年12月24日まで
(G社)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、上記6か所の事業所について加入記録が無い旨の回答があった。勤務していたことは事実なので各申立期間について厚生年金保険の被保険者であった期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務したとするA社B所は昭和20年8月24日に適用事業所ではなくなっていること、申立人の勤務期間が確定できないこと、及び同僚の氏名も確認できないことから、申立期間に係る勤務実態を推認することができない。

なお、申立内容によれば、申立人は地元の中学校を卒業後、H市のA社に就職したとしているところ、申立人の生年月日から推察すると旧制中学校を卒業するのは昭和23年3月となるが、22年11月からは申立人

に係る別事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間②について、C社は、「申立人については昭和30年5月20日から31年4月20日までと、32年7月16日から34年3月28日までの在職期間の記録が残っている。それ以前について申立人の記録は無い」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても同様の被保険者記録が確認できる。

申立期間③について、申立人が勤務していたとするD社は、管轄する法務局において法人登記の記録は無い上、オンライン記録にも厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

なお、類似名の事業所における健康保険厚生年金被保険者名簿においても申立人の氏名は確認できない。

申立期間④について、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするE社は、昭和37年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間の36年には適用事業所であった記録は確認できない上、同社が適用事業所となった時点において被保険者資格を取得している従業員からは申立人に関する証言が得られないことから、申立人が申立期間④において、同社に勤務していたことを確認できない。

申立期間⑤及び⑥について、両事業所に照会したところ、いずれの事業所も「60歳以上の人を正社員として雇い入れ、厚生年金保険に加入させることは無い」と回答していること、及び申立人は、両申立期間内において継続して長男の健康保険の被扶養者であった記録が確認できることから、申立人が両事業所において厚生年金保険被保険者であった事情はうかがえない。

すべての申立期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月26日から32年7月15日まで
申立期間について社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の期間照会をしたところ、厚生年金保険の被保険者期間となっていない旨の回答があったが、当該期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C工場及びA社C支店の両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和31年12月26日にB社C工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、32年7月15日にA社C支店において同被保険者資格を取得している者が申立人を含め7人確認でき、そのうち連絡のとれた3人に照会したところ、3人とも申立人のことを憶えており、申立期間について、一緒に同様の業務に従事していたと証言していることに加え、昭和20年5月の入社から59年3月の退職までA社C支店に在籍していた同僚は、当時、申立人と一緒に仕事をしており、申立人を含め6、7人のB社C工場の従業員がA社C支店に異動してきたという記憶がある旨を証言していることから、申立人が申立期間においてA社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の7人すべてが昭和32年7月15日に当該事業所において厚生年金保険を資格取得していること、及び同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、他の被保険者の資格取得日についても一定日にまとまった日付になっていることを踏まえると、同事業所においては、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B社本社総務部及びA社C支店に照会したが、両事業所とも申立人に係る人事記録等及びA社C支店における前述の同僚の証言について確認できる資料は無い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 28 日から同年 12 月 1 日まで
申立期間に A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述内容及び複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、「自分は勤務当初からは社会保険に加入していなかった」と証言している同僚もいること、及び申立人が記憶している同僚には厚生年金保険被保険者記録が無い者もいることから、当該事業所においては、申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、商業登記簿謄本によれば、当該事業所は既に閉鎖されており、関連資料を得ることができない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。